

入札公告

自家用自動車管理業務の委託契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第189条第1項の規定により公告する。

令和8年3月6日

福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所長 宮川 明美

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 自家用自動車管理業務
- (2) 業務箇所 福島市内及び檜葉町内他
- (3) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (3) 過去2年の間、本件業務又は本件業務と同等規模の自家用自動車管理業務契約を複数回締結し履行している者であること。
- (4) 派遣契約ではなく請負による契約ができる者であること。
- (5) 令和7年4月1日から入札公告日までの間において、本店又は支店・営業所が国及び地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) (5)と同期間に運転業務履行中において重大事故（死亡事故等）を起こしていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、所定の一般競争入札参加資格申請書及び添付書類を次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。
- (2) 提出期限等
 - ア 提出期限 令和8年3月6日（金）から令和8年3月13日（金）まで
各日午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く。）
 - イ 提出場所 〒979-0604 福島県双葉郡檜葉町北田字中満289-1

福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所 事務部

電話 0240-23-6500

FAX 0240-23-6502

ウ 提出方法 持参又は郵便による。

エ 添付書類 入札説明書による。

4 入札方法等

(1) 入札書の提出について

入札説明書による。

(2) 入札日時等

ア 入札日時 令和8年3月25日(水)午後2時

イ 入札場所 福島県双葉郡檜葉町北田字中満289-4

ならば薬局

(3) 開札は、入札終了後に入札会場で行うものとする。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効等

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所 事務部

電話 0240-23-6500

FAX 0240-23-6502

電子メール futaba_recare@pref.fukushima.lg.jp

(参考)

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2

（略）